

「特別警報」「警報」発表時の登校について

「特別警報」及び大雨・暴風・大雪にかかる「警報」発表時の生徒の登校について、次のように取り扱います。

については、テレビ・ラジオ等の気象情報を確認して、下記のとおり対応をお願いします。

記

- 1 午前7時の時点で、たつの市に「特別警報」及び「大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪」のいずれかの「警報」（以下「警報」）が発表されているときは、臨時休業とする。
※兵庫県南部や播磨南西部に「警報」が発表されている場合であっても、「たつの市」に発表されていない場合には、登校する。
- 2 午前7時以降、8時30分までに「警報」が発表された場合も、臨時休業とする。「警報」発表が、登校途中、又は登校済みの場合は、生徒の安全確保を最優先に適切に対応する。
- 3 午前8時30分以降、「警報」が発表された場合は、通学路の安全等確かめてから下校させる等の対応をする。生徒の安全確保を最優先に適切に対応する。

その他

- 「警報」が発表されていなくても、登校時の安全等に問題があるとたつの市教育委員会が判断したときは、別に連絡をするのでその指示に従う。
- 「警報」発表に伴う臨時休業後は、授業時数確保のための措置（授業時数の補充、長期休業中に授業日を設定等）を速やかに行う。